

12年目がスタートしました。静岡県内の各消費者相談窓口には有資格者が常時いるような体制・人材を目指しましょう。資格を持っている方もこの消費者ネットで更に勉強をすすめてください。今年から国家資格になった消費生活相談員資格試験・消費生活専門相談員資格認定制度の受験申込締切は7月29日ですので、お忘れなく！

## 2015年度・第6回幹事会議事録

日時：2016年7月15日（金）12:00～12:30

会場：静岡県司法書士会館

### 1. 報告承認事項

- (1) 第5回幹事会議事録の承認
- (2) ふじのくに消費者教育推進地域協議会ワーキング部会設置について

### 2. 検討事項

- (1) 第11期通常総代会議案の確認と流れ・担当の確認

### 3. 次回幹事会日程について 2016年9月13日（火）10:00～



## 消費生活専門相談員資格認定試験の概要

(国民生活センターHPで確認の事)

合格者が取得できる資格：

- ・消費生活相談員資格試験合格者 更新制の有無 なし
- ・消費生活専門相談員（国民生活センター独自の資格認定制度） 更新制の有無 5年毎

第1次試験： 日程 平成28年10月15日（土）、会場 静岡市（静岡県）他19か所

第2次試験： 日程・試験地 12月3日（土） 東京23区内・札幌市

12月10日（土）大阪市

12月11日（日）名古屋市、福岡市

資格： 年齢を問わず、だれでも受験可能

申込期間： 6月27日（月）～7月29日（金）

受験票発送： 9月上旬

受験手数料： 12,500円＋税（13,500円）

※ 試験の一部免除措置あり、その他などは各自受験要項にて確認の事

## 第 11 期通常総会開催報告

7月15日(金)、県司法書士会館にて第11期通常総会が開催されました。消費者ネット会員36名、来賓4名が参加し、①2015年度活動報告、②決算報告、③2016年度活動計画、④予算、⑤規約改定、⑥役員体制が江崎事務局長より提案され、全員一致で承認されました。



(色川代表あいさつ)



(第12期役員会メンバー)

続いて第2部は「不意打ち勧誘の規制について考えよう～不招請勧誘規制について～」学習会が開催されました。講師の薬袋真司(みない しんじ)先生(大阪弁護士会所属)から、諸外国の法規制の現状と日本国内の状況についてお話いただきました。



(薬袋先生)



(学習会の様子)

### 【不招請勧誘規制とは】

飛び込み訪問販売や電話勧誘販売など“要請していない者に対する勧誘”(＝不招請勧誘)に対する規制(または禁止)のことで、「DO-Not-Call, Do-Not-Knock」とも呼ばれています。世界に目を向けるとアメリカ(自治体レベル)、カナダ、オーストラリア、英国、ドイツなど多くの国々で、対象や規制の範囲が定められています。しかし日本では、まだ「勧誘されてからの拒否(もう、来ないで!)」の範囲での規制にとどまっており、これが消費者被害の要因の一つとなっています。

薬袋先生からは、国内各自治体が発行している様々な「玄関用ステッカー」や「迷惑電話対策装置」現物が次から次に提示されるなど、この問題への先生の意気込みを強く感じる学習会となりました。